

第2回 犯罪被害者等支援懇話会における主な意見

(支援全般に関する意見)

- 支援者の方々には、犯罪被害という被害を比べっこをしないということをお願いさせていただきたい。たとえば犯罪に巻き込まれ家族が亡くなった場合でも、どなたが亡くなり、どなたが遺されたかということもそうであるし、それから罪種もそうである。決して比べることなく、それぞれの被害者の方の痛みや苦しみがどこにあるかということに心を研ぎ澄まして感じ取っていただきたい。どのような被害を受けたか、罪種のこともふまえ、目の前の被害者の方の辛さや悲しみを真摯に受けとめ、その声に耳を傾けていただけるよう、あらためてお願いをしたい。

総合的対応窓口においては、様々な犯罪被害者の方、様々な被害状況をお持ちの方から相談があることを想定し、的確な窓口対応から繋げて的確な支援体制を取っていただけるようお願いしたい。

(総合的対応窓口に関する意見)

- 総合的対応窓口は、対人援助経験者の設置により強化された機能以外にも、相談について犯罪被害者等からなのか、犯罪被害者等ではない方からなのかというスクリーニング等の機能を高めていく必要があると感じ、そのために窓口がどのような機能を持つ必要があるのかということについてはもう少し検討が必要だと思う。
- 総合的対応窓口のコーディネート機能を高めていくことが必要だということがあるが、Webサイトの改善とともに、コーディネート機能の強化には、ICTを活用すればWebサイトから相談に直に繋がることも可能な時代だと思うため、是非そこもしっかり取り組んでいただきたい。
- 縦割り行政の中で支援が必要な人の立場に立って、どのように必要な人に支援を組み立てていくのか、そこに組織間の協働をどのように促進していくのかという観点も必要である。コーディネート機能も必要だが、実際に支援を展開していく際には、例えばどの機関の誰と協働するのかという、ガバナンスを効かせてマネジメントしていく機能も必要になってくるだろうと思うため、しっかりと取組を進めていただきたい。
- 来年度、総合的対応窓口を運営しながら、その強化をしていくための情報を集めるということであるが、それとは別に、すでに他のセクションに寄せられている相談内容というのを収集して、類型化していくというのはあってもいいのかなと思う。そうすると、その積み重ねと合わせて、今後、こういった相談があったときにはここに行きますよということが、現場や窓口の方にとっても非常にスムーズになるんじゃないかと思う。その時には、愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針の別冊で既にかなりまとめていることも有効に機能すると思う。一方で、支援がどのセクションで行われているのかということが、指針別冊から探すのが大変であるため、こういった相談内容が来たらここに繋ぐということが分かるように、既に対応しているセクションにおいて、こういった要望があったのか、そこで、こういったことについては自分たちで対応できたのか、できなかったのかというこ

とを収集してくと、支援の間隙がなくなるのかなと思うため、そのような逆引きでの情報収集を、今後の積み重ねと合わせてやっていくといいのではないかと。

- 交通事故被害者が、交通事故被害者への相談窓口へ最初に行き、そこから総合的相談窓口に行くことも考えられるという話だが、交通事故被害者への相談窓口へ行き、何も自分の知りたいことは教えてもらえずに、計算された保険の金額だけ聞いて落胆させられるという状況の中で、じゃあ、総合的対応窓口に行ってくださいと回されても、被害者が這い上がって、アプローチする気力はないということを知っていただきたい。

犯罪被害の中に交通犯罪の方がいらっしゃるということが分かっていると言っても、そういう保険の計算をすればいいでしょ、それから相談したい人は別のところに行けばと思っているという根本の意識の部分が一番二次被害を生むということ意識して欲しい。

(総合的対応窓口等における相談員の配置等について)

- 総合的対応窓口の対人援助経験者については、今後、臨床心理士や社会福祉士などを巻き込んでいただきたい。特に社会福祉の分野では、これまでは加害者側のことを扱ってきているということが多く、被害者への支援という概念が無いようにもお聴きをしている。だからこそ、社会福祉士を相談員として配備していただくことは、犯罪被害者等の現状や福祉的支援のニーズを認識し支援に取り組んでいただく方を増やしていくという大切な一歩になるはずと思う。
- 交通事故被害者への相談対応について、遺族にとっては、同じ立場の人間と話をすることが好ましいのだと思う。例えば、寄り添いの言葉などで、いかにも聞き上手のような話をされると、場合によっては二次被害を生じさせるという場面に出くわすことが多いと思う。そういう意味では、協力いただけるような場面があれば、遺族の方にも協力を求めることも選択肢になるのではないかと。
- 総合的対応窓口の相談員は対人援助経験者であるのに、交通事故被害者への相談対応窓口の専任の相談員はそうでないことについて、疑問を覚える。
- 対人援助経験者というのは、ただ対人の対応をしているだけでいいということではなくて、相談内容から支援ニーズを拾う機能や、支援ニーズに対して、適切に関係機関に繋ぐということを担当していただくことが前提ということになるため、県警のOBが持っている専門性が有効に機能される場面もあると思う。今後、検討されるということだが、社会福祉士が持っている専門性により、支援のニーズに対応していき、適切に、迅速に関係機関に繋ぐという、そういう風な流れもできるんじゃないかなと思うため、ここは県警OBならOKとか、社会福祉士ならOKとかという話でなく、まず対人的な援助経験者という意味での専門性を重視して、支援に繋げるという機能を重点的に意識していくことを今後もやっていただきたい。

(Web サイトに関する意見)

- 愛知県犯罪被害者等支援総合サイトという名称もあり、県内はもとより県外の犯罪被害者等や支援等の関係者も期待をしてWeb サイトを開くと考えられるが、現在記載されてい

るコメントが本当にふさわしいかどうか懸念がある。

コメント全体を通して被害者をラベリングするような箇所が多く見受けられるように感じる。寄り添いの言葉のようでもあるが、被害者の立場からすると、被害者はこうですよ、と決めつけられ息苦しさを覚える。早く支援にたどり着くというページの良さを引き出すためにも、早急の見直し、対応が必要と思う。

- Web サイトにあるコメントは、立場によって受け止め方が違ってくると思う。臨床心理士など、その分野における理想が書かれていて、その人たちにとっては多分、違和感なく受け止められていると思う。しかし、被害者の方々が見る Web サイトであるということを考えると、被害者の方がどう思うかということが一番大事にしていくということになるのかなと思う。このため、書いてあるコメントがおかしいというのは、一概には言えないことではあるが、誰に向けたメッセージかということを見ると、教科書的な記述が、違和感を持たせることが往々にしてあるのかなと思う。

(広報等に関する意見)

- 現在、愛知県が作成する Web における犯罪被害者等に関連するページは、県民安全課が作成するもの以外にも存在しているため、今回、「総合的対応窓口」を設置するにあたり、既存の各ページを担当している課室間で情報を整理し、相談対応や連携について確認していただきたい。
- 「犯罪被害者等総合的対応窓口」の周知において、犯罪被害者等の中に交通事故被害者も入るということを明示するか、或いは交通犯罪被害者と表記を変えないと、交通事故の被害者は自身が犯罪被害者であると認識できないため、どちらも行わないということであると、ますます、犯罪被害者等の窓口に相談しようという交通犯罪被害者の方がいなくなるのではないかと思う。
- 広報は非常に難しいところがあると思う。一つはそもそも論として、なぜ県民の方々や、地方自治体で犯罪被害者支援に取り組んでいく必要があるのかという、それ自体が浸透していないのではないかと思う。そのため、なぜ犯罪被害者等支援をすることが求められているのかということ伝えていくという軸の部分がしっかり広報にあった方がいいんだろうと思う。
- 広報については、未来に種をまくということで、高校生などにもどんどん伝えていくことが必要かなと思う。2022 年から公共という科目が社会科の必修科目になっており、そこでは色々な社会の事象に対して自分たちで調べて、考えて、行動していくと、そういうことが謳われている。これが必修科目というのはある種活用できるかなと思うため、色々な高校も話を聞いていると、そういった、犯罪被害者支援を含めたことを学ぶような機会があれば、公共の授業の中でもやれるということで、是非そういうコンテンツを作ってくれませんかという話も色んなところから寄せられている。高校の授業の公共とか、あと総合学習の時間でも使えるような、そういった県独自の犯罪被害者支援コンテンツみたいなものができ、広報を行っていくというのは、地道な作業かもしれないが、将来にわたっては非常に有効かなと思っている。

(その他意見)

- 少虐待を受けていた、良い育成環境になかったなど、加害少年もかつて被害者であったということを少年の更生施設関係者等からお聞きしたことがある。少年たちが被害を受けている時点での対応や支援がなされなかったために、犯罪を起し加害者となり、別の被害者を作っているというのが社会の現状かと思う。その少年自身が被害を受けた時点で、相談ができ、対応ができる社会の仕組みがしっかり機能し充実していれば、その少年や大人もそうだが、加害者に転じたり、新たな被害者を増やしたりという状況を防ぐことができるのではないか。再犯防止以前のこととして、最初の被害者を作らない、という目線で社会福祉や支援体制づくりにあたっていただきたい。
- 本日の懇話会で触れられなかった部分で、被害を訴えていないため、被害者として認知していないような方が相談に来やすい、暗数を減らすとか、長期的な形でそういう方が支援に繋がる体制ということも含めて対応していく必要があると思う。未成年とか、発達障害などのハンディキャップがある方が被害者になる可能性があるわけだが、そういう方たちへの国の対策というのが司法面接とか合同面接という形で早期に負担のない形で聴き取りをするという方針もあるため、被害者にとって負担の少ない形でそういうことも広報するという必要であると思う。直接的な支援ではないかもしれないが、とても重要な支援である。